

[事案 30-159] 既払込保険料一部返還請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社を退職した元職員の誤説明等を理由に、解約を申し出た月の保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 6 月に契約した医療保険について、保険料をクレジットカード払いで支払っていたが、以下の理由により、解約を申し出た月の保険料を返金してほしい。

- (1)元職員から、クレジットカード払いでも解約を申し出た月の保険料は返金されると誤説明された。
- (2)コールセンターの職員も、本取扱いについて理解していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)元職員の誤説明は、当社在職中になされたものではない。
- (2)コールセンターの職員は、本取扱いを理解し、正しい案内をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料の返金は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。